

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 7 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600173号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600079号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額を平成19年4月10日は30万円、平成19年8月10日は23万9,000円、平成19年12月10日は23万円、平成20年4月10日は22万5,000円、平成20年8月8日は11万3,000円、平成20年12月10日は6万3,000円、平成21年4月10日は9万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年4月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年4月10日、平成20年8月8日、平成20年12月10日及び平成21年4月10日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成19年4月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年4月10日、平成20年8月8日、平成20年12月10日及び平成21年4月10日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年4月10日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年4月10日  
⑤ 平成20年8月8日  
⑥ 平成20年12月10日  
⑦ 平成21年4月10日

訂正請求記録の対象者がA社に乗務員として勤務した期間において、請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録がない。

各請求期間に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主から提出された賞与支給明細書の写しにより、訂正請求記録の対象者が、請求期間①から⑦までの各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、訂正請求記録の対象者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万円、請求期間②は23万9,000円、請求期間③は23万円、請求期間④は22万5,000円、請求期間⑤は11万3,000円、請求期間⑥は6万3,000円、請求期間⑦は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答は得られないものの、A社の複数の元従業員が保管する当該期間に係る賞与支給明細書において、賞与が支払われていることが確認できるところ、オンライン記録において、これらの従業員のいずれにも当該賞与に係る事業主の届出による記録は見当たらないことから、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600060号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600080号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、元同僚の陳述並びに当該元同僚の請求期間に係る給料明細等の写しから判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、A社の事業主が、請求者に係る昭和57年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、同社は既に解散している上、同社の元事業主及び元役員は所在不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社の事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600063号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600081号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、元同僚の陳述並びに当該元同僚の請求期間に係る給料明細等の写しから判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、A社の事業主が、請求者に係る昭和57年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、同社は既に解散している上、同社の元事業主及び元役員は所在不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社の事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600064号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600082号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

B社で採用され関連会社であるA社で勤務し、その後、B社に戻ったが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、元同僚の陳述並びに当該元同僚の請求期間に係る給料明細等の写しから判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、A社の事業主が、請求者に係る昭和57年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、同社は既に解散している上、同社の元事業主及び元役員は所在不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社の事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600023号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600032号

## 第1 結論

昭和58年6月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月から昭和61年3月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡くなった父が行ってくれたので詳しいことは分からないが、父が、私の将来のことを考えて国民年金に加入してくれた。

A県B市役所において、国民年金の加入記録を調べてもらった時に、「昭和60年10月18日に届出」と回答があったので、この日に、父が同市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

また、父から、「市役所において、今、国民年金保険料を遡ってまとめて納付しておけば、将来の年金額が増えると説明を受けたので、20万円ぐらを一括で納付してきた。」と聞いたことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料は父が納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、「父が、B市役所において、昭和60年10月に国民年金の加入手続を行った後に、一括して納付してくれた。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月18日にB市において職権適用により払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、これ以外の期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)として納付することが可能であるが、同市は、過年度保険料を取り扱っていなかったと回答しており、これらのことは請求者の陳述と符合しない。

また、C社会保険事務所(当時)及びD社会保険事務所(当時)において、昭和60年10月から昭和63年4月までに収納処理が行われた過年度保険料の領収済通知書を視認したが、請求者の請求期間に係る領収済通知書は見当たらない。

さらに、請求者は、「B市役所において一括して納付した国民年金保険料額は、20万円ぐらであったと父から聞いた。」旨陳述しているが、請求期間当時、市町村が取り扱えた国民年金保険料は現年度保険料のみであることから、前述の払出時点(昭和60年10月18日)において、請求期間のうち、B市役所で納付が可能であった国民年金保険料は、昭和60年4月から昭和61年3月までの期間であり、当該期間の国民年金保険料額は8万880円であることから、当該額は、請求者の陳述する国民年金保険料額とは相違する。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、請求期間は国民年金保険料が未納であることを示す空欄となっており、当該記録はオンライン記録と一致して

いる。

このほか、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況は不明である上、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500634号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600033号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

昭和54年10月から同年12月までの請求期間及び昭和55年4月から昭和59年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月から昭和52年3月まで  
② 昭和54年10月から同年12月まで  
③ 昭和55年4月から昭和59年1月まで

請求期間①について、当時、大学に在籍し、A団体B支部(所在地は、C県D市)に住み込みで勤務していた。当該期間当時は大学生であり、給与も多くはなかったため、同支部の担当者が、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたと思う。

請求期間①当時の同僚のうち、3名の氏名を覚えているので、当時の状況を確認してほしい。

請求期間②及び③について、A団体E支部(所在地は、F県G市)で、昭和53年4月から昭和54年3月までの勤務を終え、同年4月から同年12月までの期間はH支部(所在地は、C県I市)、昭和55年1月から昭和59年1月までの期間はJ支部(所在地は、K県L市)において住み込みで勤務したが、国民年金の住所変更等の手続きは赴任先の支部の担当者が行ってくれ、国民年金保険料についても、それぞれ勤務していた支部において支給される給与から差し引かれ、納付してくれていたと思う。

H支部における勤務期間の9か月のうち、最後の3か月が未納(請求期間②)となっており、J支部における勤務期間の49か月のうち、最初の3か月のみを納付し、途中から未納(請求期間③)となっていることは考えられない。

調査の上、請求期間①を国民年金保険料の免除期間に、請求期間②及び③を国民年金保険料の納付済期間にそれぞれ訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、B支部の担当者が、請求者が20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたと陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月28日に、B支部の所在するD市ではなくG市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは同年3月頃に行われたことが推認でき、B支部で勤務していた20歳になった頃に、国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の陳述とは符合しない。

また、当該加入手続が行われるまで、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、当該加入手続時点(昭和53年3月頃)において、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請が遡って承認されることはない。

さらに、請求者は、「勤務していたB支部の担当者が国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。」旨陳述しており、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請手続に直接関与していない上、B支部は、当時の代表者は死亡していることから当時の状況は不明と回答しており、請求期間①当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、請求者が氏名を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した1名に照会したが、当該者からは、請求内容を裏付ける陳述を得ることはできなかった上、請求者に係るD市における国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において縦覧調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②について、請求者は、昭和54年4月から同年12月までの期間はH支部で勤務し、請求期間②の国民年金保険料は、同支部において支給される給与から差し引かれていたと陳述している。

しかしながら、請求者が請求期間②当時に勤務していたと陳述するH支部に、当該期間当時の状況を確認するために文書照会したが、同支部からの文書回答は無く、当時、一緒に勤務していた同僚も特定できないことから、請求内容を裏付ける事情を確認することができない。

また、昭和59年5月10日時点で作成されたI市の年度別納付状況リストにおいて、請求者に係る納付記録欄を見ると、請求期間②は国民年金保険料の未納を示す空白となっている。

請求期間③について、請求者は、昭和55年1月からJ支部で勤務し、請求期間③の国民年金保険料は、同支部において支給される給与から差し引かれており、同支部では代表者の奥さんが会計を担当していたと陳述している。

しかしながら、請求期間③当時の状況について、J支部の当時の代表者の妻に照会したところ、同人は、「J支部の会計処理は私が行っていた。国民年金保険料は、職員の給与から差し引いておらず、支部は関与していない。」旨陳述しており、請求者の陳述とは符合しない上、J支部の現在の代表者は、「当時の代表者は亡くなっており、当時の資料も残っておらず、具体的な取扱いは不明である。」旨陳述しており、請求内容を裏付ける事情を確認することができない。

また、請求期間③以降の住所地について、請求者は、昭和55年1月頃にI市からL市へ転居し、その後、昭和63年9月頃にM県N市に転居したと陳述しているところ、昭和59年5月10日時点で作成されたI市の年度別納付状況リストを見ると、請求者の住所欄にはH支部の住所及び名称の記載があり、区分欄には国民年金の不在被保険者であることを示す「フザイ」の記載が確認できる上、請求者に係るオンライン記録によると、平成元年3月に所在が判明し、同年3月29日にI市からN市に住所変更されたことが確認できることから、請求者に係る国民年金の住所変更について、I市からL市へ転居した際の届出が行われておらず、請求者は、同市において請求期間③の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を免除されていた、また、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていた、また、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600022号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600034号

## 第1 結論

昭和57年2月から平成2年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年2月から平成2年5月まで

私が所持している年金手帳を見ると、国民年金の記録欄に「被保険者となった日 昭和57年2月3日」の記載があることから、昭和57年2月3日に、母が、A県B市C区役所の窓口において、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の口座振替の手続を行ってくれたはずである。

請求期間の国民年金保険料は、加入手続の際に、母が区役所窓口において初回の国民年金保険料を現金で納付し、それ以降の分は、D銀行(現在は、E銀行)F支店の私名義の普通預金口座から口座振替により定期的に納付していた。

私は、23歳から25歳まで海外に留学しており、帰国して働くようになってからは、国民年金に加入するつもりでいた。また、父が他界した年齢の51歳に私になったとき、25年の年金受給資格期間を満たせるように、26歳になった昭和57年\*月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和57年2月3日に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金被保険者の加入記録などから判断すると、平成元年12月頃に、国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認でき、このことは、昭和57年2月3日に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点(平成元年12月頃)において、請求期間のうち大半の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者は、国民年金保険料を遡って納付したことは無い旨陳述している。

さらに、請求者の陳述どおり、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和57年2月頃に払い出された別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の住所地であるB市C区で払い出された国民年金手帳記号番号を視認により縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間は8年4か月と長期間であり、金融機関の口座振替によって納付したとする国民年金保険料の記録が、複数年度にわたって全て欠落することは考え難い上、請求者が請

求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600041号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600078号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年11月29日から同年12月1日まで

平成16年11月29日からA社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日は、同年12月1日となっている。

請求期間について、証明できる資料は無いが、給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、資格取得年月日を平成16年11月29日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「A社から早く入社してほしいと言われたので、同社の総務担当者に転居先を探してもらい、土日に引っ越しをして、翌日の平成16年11月29日から勤務した。」旨主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票を見ると、請求者は請求期間前の平成16年11月25日(木曜日)に、C県からA社の所在地であるD県に転居していることが確認できる。

しかし、B社及び請求期間当時のA社の代表取締役等に照会を行ったが回答は無く、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者は、請求者を記憶しているものの、請求者の入社日を記憶していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、日本年金機構が保管するA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得年月日は平成16年12月1日と記載されており、同社が同日を請求者の資格取得年月日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

加えて、A社において、請求期間頃に社会保険事務を担当していた者は、「従業員が月末近くで入社する場合、社長から、翌月1日で資格取得させるように言われ、そのようにしていた。厚生年金保険に加入していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは無く、従業員から預かった保険料が残ることも無かった。」旨陳述している上、平成16年4月頃に入社したとする同社の財務事務を担当していた者は、「入社当時、社会保険の加入時期は入社後3か月の間で担当者と社長が自由に決めており、請求期間当時も改善されていなかった。社会保険に加入するまでは、保険料は引かれていなかった。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501094号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600003号

## 第1 結論

昭和33年3月19日から昭和44年8月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年3月19日から昭和44年8月21日まで

支給済期間 : ① 昭和33年3月19日から昭和37年1月20日まで  
② 昭和37年1月22日から昭和44年8月21日まで

厚生年金保険の記録では、昭和44年10月22日に脱退手当金を受給したことになっているが、当時は、脱退手当金の制度を知らなかったため脱退手当金を請求するはずは無く、A社を通じて脱退手当金を受け取った記憶も無い。

また、母子手帳を見ると、昭和44年10月22日は、産婦人科を受診しており、当時は、妊娠中毒症のため血圧が高めで、つわりもあったため、その日に脱退手当金を受取に行ったとは考えられない。

請求期間について、調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金額に反映する厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

脱退手当金は、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするところ、請求期間に係る脱退手当金の支給額は、B社及びA社のそれぞれに係る厚生年金保険の被保険者期間を通算して計算される法定支給額と一致しており、その事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者は、請求期間に係る脱退手当金の支給日である昭和44年10月22日には、産婦人科を受診しており、体調も不良であったので、同日に脱退手当金を受給したとは考えられない旨陳述しているところ、請求者から提出された母子健康手帳によると、請求者が同日に医師の診察を受けていたことが確認できるが、請求期間当時の脱退手当金の受領方法には、当該脱退手当金の裁定を行った社会保険事務所(当時)の窓口で受領する方法のほかに、受取人の住所地近隣の郵便局又は銀行の窓口で受領する方法があり、この郵便局等で受領する方法の場合、脱退手当金の支給日は、当該社会保険事務所が日本銀行を通じて脱退手当金を郵便局等に送金する手続を行った日であり、当該社会保険事務所から受取人に送付された国庫金送金通知書により、当該送金手続を行った日から1年間は受領することが可能であったことを踏まえると、脱退手当金の支給日は、必ずしも脱退手当金を受領した日とは限らないことから、請求者が、支給日において脱退手当金を受領することが困難な状況であったとしても、脱退手当金を支給されていないと認めることはできない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は

見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。